

救護施設の整備に代わる住居を喪失した方等への支援の充実について

本市では、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方（以下「住居を喪失した方等」という。）であって、高齢や障害、そのほか何らかの課題（生きづらさ）により、日常生活を営むことが困難な方への支援に向けて、市内における救護施設の整備に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、令和5年7月4日付で、近年の資材高騰の影響により整備・運営事業者から辞退届の提出があったため、これを承認するとともに、今後の対応として、公募条件の見直しや施設整備の代替策を検討していく旨を、同月18日の環境福祉委員会において御報告したところです。

その後、救護施設の整備に係る実現可能性に加えて、本市が救護施設に入所措置した方の状況を改めて調査し、更に、民間支援団体等からの意見も聴取するなど、今後のあるべき支援の方向性についても検討を重ねてきました。

その結果、真に救護施設における支援が必要な方には、引き続き、他都市の救護施設への入所措置を行う一方で、これまで入所措置を行ってきた方の中には、適切な支援があれば、より居宅に近い環境で生活を営むことができる方もおられ、こうした方に対しては、地域で生活していくための新たな支援策を展開し、住居を喪失した方等を対象とする既存の支援策とも組み合わせることで、対応が可能との判断に至りました。

こうしたソフト面での支援を強化することは、居住支援の強化に向けた今般の生活困窮者自立支援法の改正や、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の推進など国の動向とも合致した取組と考えており、関連経費を5月市会における第二次予算で提案してまいりますので、御報告します。

1 救護施設の整備に係る実現可能性について

依然として資材高騰が続いており、福祉人材の不足も課題となる中、公募条件の見直しを行ったとしても、救護施設の新たな整備・運営事業者を直ちに確保することは困難であり、現時点において、救護施設を整備できる可能性は非常に厳しいと捉えている。

2 救護施設の入所措置者の実情について（別紙1参照）

本市から近隣自治体の救護施設への新規の措置入所者及び退所者は、近年、それぞれ年間10名程度、入所者数の合計は100名程度で推移している。

この措置入所者の中には、居宅生活が難しく、救護施設への入所措置によって長期的な生活訓練を必要とする方がいる一方、見守りや介助等の支援があれば、より居宅に近い環境で生活を営むことができる方^{*}も一定数いる。

※例えば、次のような方が考えられる。

【対象者①】病院での治療が終了し退院した後も、居宅生活に不安がある方

【対象者②】何らかの障害等によって金銭管理等が十分にできないために、居宅生活に不安がある方

【対象者③】脳梗塞等の疾病後、リハビリにより改善が見られ、軽微な就労を含めて支援を希望する方

3 今後の方向性について

(1) 国の動向

令和5年11月27日の国の社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）等においては、住居を喪失した方等への今後の支援の在り方について、重層的支援体制整備事業による居住支援の強化として、多機関協働の活用を行うことが求められており、見守りなどのサポートを行う仕組みの構築等の方針が示されている。

また、令和6年4月17日に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月1日施行）においても、地域居住支援の強化のための措置として、見守りなどの支援の実施が自治体の努力義務として明記されており、地域での安定した生活のための支援が重要となっている。

(2) 本市の考え方

上記の地域共生社会の実現に向けた国の動きも踏まえ、居宅生活が難しく、長期的な生活訓練を要する方については、他都市の救護施設での支援を継続するとともに、より居宅に近い環境での訓練が望ましい方については、既存の地域資源を活用し、次に述べるソフト面での取組を強化して対応していく。

なお、ソフト面での取組内容は、緊急一時宿泊事業において住居を喪失した方等への支援を行う民間支援団体等からの意見も聴取のうえ検討しており、個別の状況に応じて最も必要な支援を受けることができるよう、事業実施に当たっては、引き続き当該団体等とも十分な連携を図るとともに、相談窓口である区役所・支所生活福祉課における適切なアセスメントに努めていく。

4 令和6年度からの新たな取組について（別紙2参照）

(1) 日常生活訓練事業〈新規〉

居宅に近い環境での生活訓練を要する方に対して、民間支援団体が提供する居宅に近い環境（アパートの一室等）で、各種支援（健康管理・服薬介助、通院指導、生活訓練、公的サービスの利用支援等）を実施する。

(2) 京都市自立支援センター〈充実〉

施設での就労支援も含めた生活訓練を要する方に対して、衣食住を提供するとともに、生活訓練等を実施している自立支援センターの定員数を増やし、生活訓練が必要な方の受入の充実を図る。

(3) 居宅定着支援事業〈充実〉

(1)、(2)のほか、緊急一時宿泊施設等から居宅生活に移行した方に対し、定期訪問等により生活状況の聞き取りを行い、安定した居宅生活が送れるよう、見守り支援を行う支援員を増員する。

※いずれも令和6年10月から実施予定

本市における救護施設への措置状況等について

1 他都市の救護施設への入所措置数

	入所者数	京都府	滋賀県	大阪府	その他
		令和3年度末時点	103	30	48
令和4年度末時点	99	33	46	13	7
令和5年度末時点	98	36	41	14	7

※ 京都府は、京田辺市にある府立洛南寮のみ

2 救護施設への新規入所理由

	長期入院により 居宅を喪失した 者	何らかの障害等 を抱え、居宅を 喪失した者	他の福祉施設等 (※)に入所して いた者	計
令和3年度	9	2	2	13
令和4年度	9	4	0	13
令和5年度	7	1	2	10

※ 緊急一時宿泊施設等の施設

3 救護施設の退所理由

	入院により 退所した者	居宅確保し た者	他の福祉施 設等に入所 した者	死亡等によ り廃止した 者	計
令和3年度	1	5	2	2	10
令和4年度	4	3	1	2	10
令和5年度	6	2	2	3	13

(参考) 本市のホームレス数 (概数調査の結果)

H28年1月	H29年1月	R3年1月	R4年1月	R5年1月	R6年1月
102人	82人	51人	54人	55人	38人

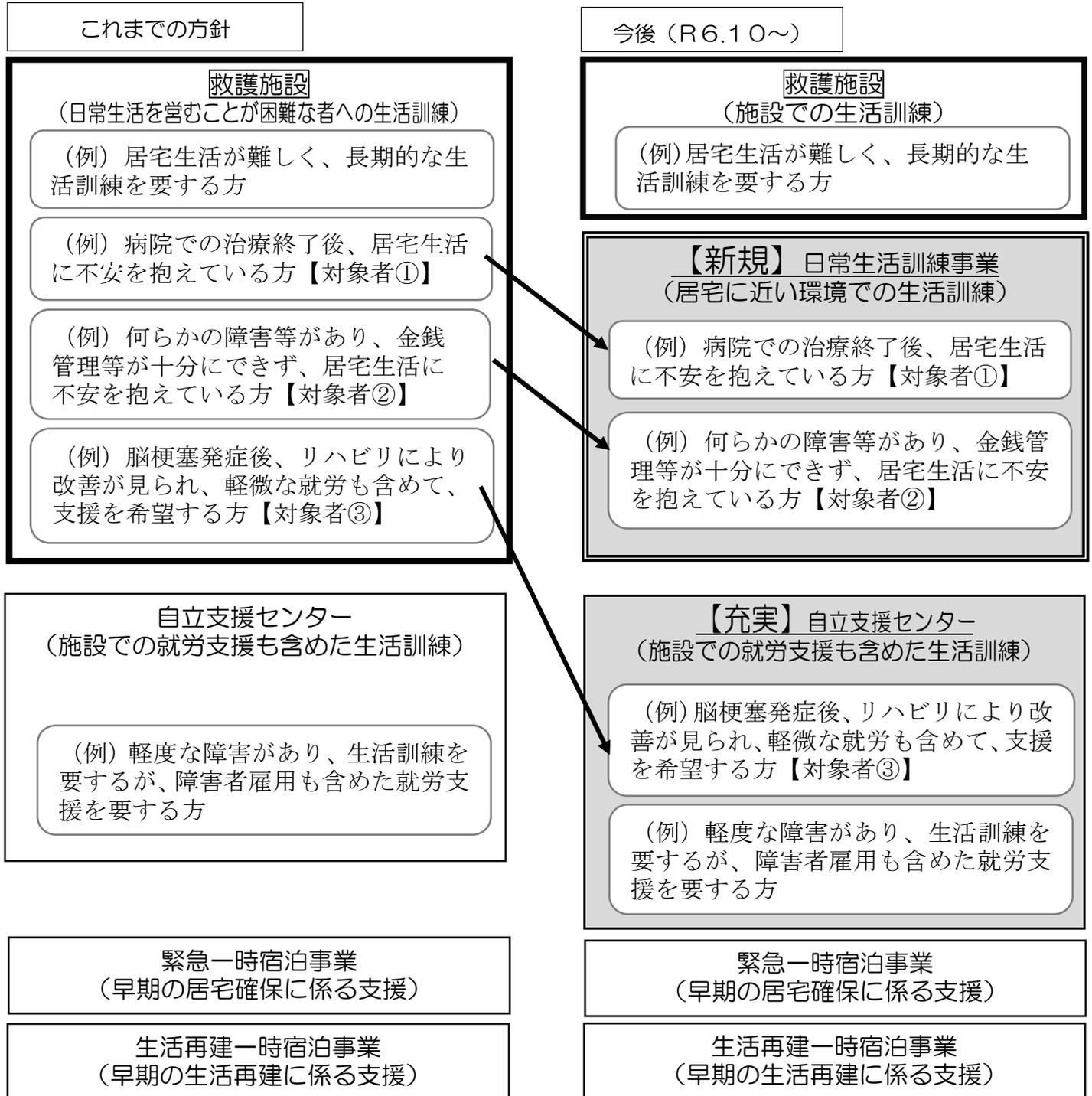
住居を喪失した方等に対する支援の充実イメージ

(1) 区役所・支所によるアセスメント

区役所・支所が対象者の状況を聴取し、必要となる支援を検討

(2) 施設等での支援

対象者の状況や希望、退所後の生活を踏まえた支援を実施



(3) 居宅確保後の支援

居宅確保後も地域で安定した居宅生活が送れるよう見守り支援を実施

【充実】居宅定着支援事業

(例) 居宅確保後の福祉サービスへのつなぎや通院状況の確認などを要する者